

第4回  
別海町みんなで作る  
自治基本条例検討委員会  
【Cグループ会議】  
議案



日 時：平成22年10月20日（水）午後1時00分～午後3時00分  
場 所：302号会議室

# 《会議次第》

1 開 会 Cグループリーダー

2 議 題

(1) 前回のふりかえり (第2章 情報共有) . . . . . 別 紙

(2) 第2章 情報共有 (全6条) について . . . . . 1

(3) 第3章 町民参加と協働 (全6条) について . . . . . 7

3 そ の 他

4 閉 会

## (2) 第2章 情報共有（全6条）について

### 第2章 情報共有

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

#### 【解説】

情報共有の基本として、町民、議会及び行政が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

#### 【検討した内容】

- ・町民、議会及び行政を含めて主語とする場合は「わたしたちは」と定義ではしていましたが、特に3者の立場を明確に規定するため、そのまま表現しています。
- ・情報を共有するための制度の規定の前に、まず情報共有についての基本認識を規定し、その後に、制度について規定していく構成とすることとします。

#### <グループ検討内容>

- ・情報共有の基本ではあるが、個人情報との兼ね合い等、非常にデリケートな部分も含んでいると考える。
- ・「まちづくりに関する情報」とすることで、個人情報など、お互いに伝え合うことができない情報について配慮していると考え。
- ・総論として情報共有を定義するのであれば良いのではないかと。

#### 【検討後の条文】

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

**【解説】**

議会及び行政は、基本理念に基づき“まちづくり”に必要な情報は町民に積極的に、わかりやすく提供し、町民も“まちづくり”に必要な情報は議会及び行政に対して積極的に情報提供することとして定めています。

**【検討した内容】**

- ・議会も含めての情報提供を規定しているが、行政等が持つ情報は広範囲にわたる点を考慮し、まちづくりに必要な情報としています。
- ・制度を規定する条文のため、主語は「わたしたちは」とはせず、「町民は」や「行政は」とする。

**<グループ検討内容>**

- ・文章は町民に分かりやすいよう、単純明快にする必要があると考えます。
- ・議会及び行政側と町民それぞれの提供の立場が規定されていて良いのでは。
- ・町民としては、情報の提供先など具体的に規定することで、より分かりやすくなるのではないか。(連絡先の具体的表示など)
- ・条例は大きくとらえる部分の規定であり、具体的に掘り下げて規定することもできるが、どこまで規定するかも検討対象になる。

**【検討後の条文】**

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

**【解 説】**

情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する制度を定めています。

※【別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）】

**【検討した内容】**

- ・個別の条例で規定されている制度ですが、情報共有の制度として規定しています。
- ・情報公開制度が、すべての情報の公開を可能としているわけではないことから、その部分を本条例に含めるべきか検討。本条例としては制度として規定し、具体的な部分は個別の条例によるものとしています。

**<グループ検討内容>**

- ・情報公開条例の制度を知らない町民も多いのではないか。
- ・情報公開の制度があるといったことを規定しており、この規定に基づき、全ての情報が公開されるものではないと町民に理解してもらう必要はある。
- ・「別海町情報公開の規定により」の部分を詳しく述べても良いのでは。

**【検討後の条文】**

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民にわかりやすく説明する責務があります。

**【解 説】**

議会及び行政は、保有する情報を町民にわかりやすく説明する責任と義務があることを定めています。

**【検討した内容】**

- ・情報の提供と情報の説明では、町民対応の状況が異なる場合もあることから、それぞれ規定しています。

**<グループ検討内容>**

- ・情報公開の規定と同様に、全ての保有する情報について公開できるわけではないと考えるので、規定に基づくといった文言や、出来るものと出来ないものをわかりやすく規定してはどうか。
- ・文章として、全ての町民に対してわかりやすく説明することは、いろんな人がいるので難しいと考えるので、「わかりやすく」を削っても良いのでは。
- ・条例として、当たり前のことや、理念的なことを規定しているので、「わかりやすい」説明も当たり前のことではないか。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に~~わかりやすく~~説明する責務があります。

**【検討後の条文】**

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

**【解説】**

個人情報の保護を図るための具体的な制度について定めています。

※【別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）】

**【検討した内容】**

- ・本制度についても、個別に条例が設けられているものですが、情報共有に関する制度として規定しています。

**<グループ検討内容>**

- ・情報公開の規定と同様に、制度として規定することは特に問題ないとする。

**【検討後の条文】**

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

**【解 説】**

町民からいただいた“まちづくり”に関する意見、提言及び要望などについては、迅速かつ誠実に対処することと定めています。

**【検討した内容】**

- ・様々な意見を想定し、単に意見ではなく、まちづくりに関する意見としました。
- ・意見の取扱いとして、行政運営への反映といった内容を盛り込むかどうか検討しましたが、本文のように規定しました。

**<グループ検討内容>**

- ・まちづくりに関する意見の範囲など、判断が難しい。
- ・行政として、何もかも全て意見を聞くことはできませんと規定しているとも読み取れる。
- ・「まちづくり」の言葉の定義によって、どんな意見ならば対応できるかわ変わる。
- ・条例自体は具体的な表現を含んでいない部分も多いので、解説書など別のもので、町民への理解を図っていく方法も検討するべきである。
- ・「要望等」と規定している部分も、「等」にはどんなものを想定しているか必要ではないか。
- ・「まちづくり」の定義・表現によっては、内容も変わってしまう場合も考えられる。草案では「まちづくり」を使っているので、条例を見た人が理解できる定義が大事。
- ・違和感はないが、あいまいな規定ではある。
- ・「まちづくり」といった言葉自体は、理解されやすい。むしろ「自治基本条例」の方があじけない印象がある。

**●結果**

- ・グループとして、「まちづくり」の解釈について理解できるようにすることとし、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。
- ・「要望等」という表現について、「等」を削るかどうかが、行政において判断してもらおうこととする。

**【検討後の条文】**

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

### (3) 第3章 町民参加と協働（全6条）について

#### （町民参加の基本）

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

#### 【解 説】

町民参加に関する基本として、町民は、自主的・自発的に“まちづくり”に参加することと定めています。

#### 【検討した内容】

- ・町政運営上の町民の役割を「まちづくりの主体」と規定。（当初は町政の主権者）
- ・積極的な参加を基本とする意味もあり、自主的・自発的といった文言を使用。
- ・本章についても、主語は「町民は」や「行政は」とし、条文を規定しています。

#### <グループ検討内容>

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

(1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。

(2) 行政評価を実施するとき。

(3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。

(4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

**【解 説】**

町民参加の対象事項を定めています。

また、左記に定めるもののほか、町民が参加できる機会を設け、これからの“まちづくり”を反映することとして定めています。

**【検討した内容】**

- ・参加の機会を例示することにより、具体的な推進が図られるのではないか。条例の構成上号だてとするが、参加への優劣順ではない。(当初は号の部分で○で規定することも検討したが、条例の形式として、通常の号を用いる。)
- ・例示する事項について、一般的及びわかりやすいものを規定しました。
- ・事項の説明について、条文において具体的に説明する場合と、別に解説書等で説明する必要があるのではないか。
- ・行政評価は、具体的に運用されていないものですが、運用時は町民による評価も制度に盛り込まれる方向であるので、例示に規定します。
- ・それぞれの項目については、具体的になるよう別の方法で(解説書やパンフレット)わかりやすく説明する事も必要と考えます。

**<グループ検討内容>**

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

- (1) 審議会等への委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

**【解 説】**

町民参加の方法について定めています。

(1)～(6)の方法を活用して町民参加を求めることと定めています。

(1)【審査会等への委員としての参加】

(2)【意見交換会への参加】

具体例として、「町長と話しませんか」・「町長と話そう」（まちづくり懇談会）・「ミルクミーティング」をいいます。

(3)【アンケート調査への意見表明】

(4)【町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明】

意思決定過程で素案を公表し、町民から意見等を募り、町民の意見を考慮して決定する制度をいいます。

(5)【町政ご意見箱・ホームページからの意見】

(6)【その他適切な方法】

今後、時代の変化等により、何らかの方法で町民参加を求める制度等が出てくる可能性があるため。

**【検討した内容】**

- ・町からの、投げかけのあるものについては語尾を『意見表明』で統一する。
- ・パブリックコメントも今後の制度確立が必要であるが、方法に規定する。

<グループ検討内容>

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

【解 説】

町民、議会、行政及び多様な主体が協働の推進に努めることを定めています。

【検討した内容】

・協働の推進にあつては、町民、議会及び行政の3者だけではなく、多様な主体も含めるべきと考え規定しました。

<グループ検討内容>

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

**【解 説】**

住民投票制度について定めており、制度の基本は、住民投票を実施する必要がある都度、条例を定める「個別設置型住民投票制度」としています。

住民投票の結果については、議会・町長の双方が尊重しなければならないと定めています。

※【個別設置型住民投票制度】とは、住民の意思を確認する必要がある都度、住民の直接請求や議会又は長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定されるものです。

**【検討した内容】**

- ・ 条例に規定するかどうか、及び規定する場合は、参加や協働の章とは別の章で規定すべきかを検討し、制度のひとつとして本章で規定することとしました。
- ・ 住民投票は住民を対象とするため、ここでは町民とは規定してはいない。

**<グループ検討内容>**

(住民投票の請求と発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

**【解 説】**

住民投票の住民の請求、議員の発議、町長の提案について定めており、制度の基本は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第74条、第112条に基づくこととして定めています。

※【地方自治法（昭和22年法律第67号。）第74条、第112条】

（1）議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が住民投票の実施を請求する場合、有権者の1/50の連署をもって町長へ住民投票を実施するための条例の制定を請求できる。

（2）議員が住民投票条例を発議する場合は、議員定数の1/12の賛成により、住民投票を実施するための条例案を提出することにより住民投票を発議できる。

（3）町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼすと判断した事由なときは、自ら条例案を議会へ提出することによって発議できる。

<グループ検討内容>



# 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

## 【意見書】

第 章 【                    】  
第 条 (                    )

第 章 【                    】  
第 条 (                    )

第 章 【                    】  
第 条 (                    )

第 章 【                    】  
第 条 (                    )